

法律相談

貴方の会社の売掛金は大丈夫ですか？

ASK顧問 弁護士 高柳 元
～ 取引の証拠の確保、消滅時効への対処 ～ その2 (全2回)

平成27年になり、そろそろお仕事も忙しくなってきたと思います。ところで年末とか年度末になりますと、取引先から支払いについて「ちょっと待ってほしい」等と懇願され、なかなか売掛金の回収ができないと悩まれる会社も多いかと思えます。私どもにもそんな相談が増えてまいります。よく言われるのが、手形のジャンプを懇願されたのでどうしようかと、未収金が溜まっているので請求書を毎月送っているが一向に支払ってもらえないというようなことです。手形のジャンプを承諾するか否かの判断にあたっては、相手に対する債権はその手形債権だけなのか、あるいは他に売掛金があり、ジャンプ依頼された手形の金額の占める割合がそれほど大きくはないのかということが判断の大きなファクターになるのではないかと思います。前者は、不渡りを出すことを何としても回避したいと誰しもが思うわけですので、これを上手に生かし、直ちにジャンプを拒否し、相手方がジャンプ依頼の予先を他にさせる作戦をとるべきでしょう。

後者はジャンプ依頼をとおして相手方の経営状況を正確に知ることができ、対処策を絞ることができる絶好の機会を得ることになります。判断の誤りで自分の経営する会社を危機にさらさないように、よく考えて結論を出しましょう。また、売掛金債権については、取引先から「もう少し待ってくれ。必ず来月払うから」とか、「御社だけが頼りだ」と言われ頭を下げられ、情にほだされて、結局しぶしぶ待つ方が結構多いのではないのでしょうか。しかし売掛金債権には短期の消滅事項があります。販売代金の多くは2年、工事代金は3年で時効になります。「うちの会社は毎月毎月請求書を出しているから大丈夫だ」と言われるかたが世の中にまだおられるのは信じがたい話です。請求書を送ることは民法上では「催告」といいますが、時効中断の効力は6ヶ月延びるだけです。その間に訴訟提起をしなければ、やはり時効で消滅してしまいます。せめて売掛金残高の承認の書類を作成し、取引先に記名押印はさせおくべきです。



債務承認により時効は中断し、その時から再び時効は開始することになります。従って、毎年毎年債務承認の書類を作成するという会社方針にしておくべきでしょう。貴方の行為が、切羽詰まった債務者の心にはありがたく響くでしょうが、その反面貴方の会社や家庭にとって「危機と絶望を深める」ことになるかもしれません。

著者の紹介
高柳 元 (たかやなぎ はじめ)
愛知商工連盟協同組合顧問
弁護士
高柳法律事務所 所長
〒460-0002 名古屋市中区丸の内
1-2-9 長尾ビル4F
Tel.052-201-5656
Fax.052-204-1398

北村弁護士からの

法律プレゼント

B型肝炎、予防接種で感染したのなら 最大3600万円の給付金がもらえます



【お問い合わせ先】
厚生労働省ホームページ (インターネットの検索サイトで「B型肝炎相談について」で検索してください)
厚生労働省電話相談窓口 (年末年始を除く平日9:00～17:00) **03-3595-2252**
B型肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、**肝炎ウイルス検査**でわかります。
保健所や医療機関などで、原則無料で肝炎ウイルス検査を行っています。検査は採血だけなので短時間で済みます。
詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、都道府県にお問い合わせください。 <院内ポスター>

肝臓は沈黙の臓器
自覚症状がないこともあるので、
今すぐHBs抗原の検査を！

【給付金の例】
■死亡、肝ガン、肝硬変(重度) 3600万円
■肝硬変(軽度) 2500万円
■慢性肝炎 1250万円
■無症候性キャリア 50万円+定期検査費等
□弁護士費用 給付額の4%

備えあれば憂いなし ASK 相談コラム

第6回 相続対策も千差万別！

司法書士 林 清忠



著者紹介
林 清忠 (はやし きよただ)
司法書士、行政書士、愛知商工連盟協同組合顧問
事務所 〒486-0958 春日井市西本町二丁目11-15
電話 0568-35-7161 FAX.0568-35-7162
E-mail shoshi-kiyotada898@agate.plala.or.jp

ご商売をされていない方の相続対策、地主様等の相続税対策、さらには事業者の方の相続対策。本当に千差万別です。実際にご相談の内容を確認してみないと、どういうアドバイスをすべきかは？ 分かりません。しかし、今ここでアドバイスできるとしたら、「まず、行動しましょう。」ということです。ご自身で納得がいくだけの知識をつけることです。何もしないことが、一番いけないでしょう。行政書士、司法書士、税理士、弁護士、社会保険労務士、生命保険の専門家など、相続に係わる専門家はたくさんいます。もちろん経験豊富な専門家でも、具体的なアドバイスの仕方は異なるかもしれませんが、いろんな方に相談してご自身が知識をつけることが大切だと思います。愛商連は、多くの専門家と提携していますので、是非一度ご相談をいただければと思います。最後に、後継者の方へのアドバイスですが、将来、来るべき相続、事業承継が不安なまま仕事を続けるのは、キビシイものです。いつが適当な時期かの判断は非常に難しいですが、「自分が後継者である。」と自覚したときが、対策をすべきときではないでしょうか？ そのまま何もしないがために本当に困るのは、後継者であり、従業員であり、さらにはその家族です。今回で「ASK相続コラム」全6回を終わります。ありがとうございました。次回からは「ASK不動産入門」全6回を始めます。

資金繰り相談

経常(正常)運転資金を借りよう

ASK顧問 事業再生コンサルタント 鈴木廣彦

経常(正常)運転資金は「売掛金・受取手形・棚卸資産・買掛金・支払手形」とされており、かつてはこの部分は、返済を必要としない無担保・無保証の手形貸付(短期継続融資)で借りるのが普通だった。平成14年に金融庁が、この短期継続融資のうち、「正常運転資金を超える部分は不良債権に該当する」としたため、金融機関では、正常運転資金の範囲内でも「短期継続融資」による対応を差し控え、分割返済条件の長期融資(多くは担保・保証付)に切り替えてしまった。私が常々「借った金は返せない」と言っているのはこのためです。8割前後の企業が赤字なのに、5～7年の期間で経常(正常)運転資金部分まで返済できるはずがないじゃないですか、というのがその理由です。ところがです、金融庁は1月20日、金融機関に対し、「経常(正常)運転資金に対して、短期継続融資で対応することは何ら問題なく」と改めて(画期的と言えるほど重要な意味を持つ)見解を示した。正常運転資金さえ借りることができれば、ほかには設備投資資金や季節資金など以外にお金は要らないのが普通なので、多くの中小企業では銀行に対する返済はほとんどなくなり、資金繰りは楽になるし、借金の返済ができないから破綻するといったことがあまりなくなるのです。金融機関に対して申し出てみましょう。「経常(正常)運転資金を貸してほしい」と。

相続税制改正のお知らせ

平成25年度税制改正により、相続税法の一部が改正されました。平成27年1月1日から施行です。主な改正相続税のあらましは次のとおりです。

- ① 相続税がかからない基礎控除額の引き下げ。
従来、5000万円+1000万円×法定相続人の数であつたのが40%カットされ平成27年1月以降の相続については、3000万円+600万円×法定相続人の数となりました。父が亡くなった場合、法定相続人が母と子供2人であれば、基礎控除額は、8000万円から4800万円へ大幅に引き下げられました。
- ② 相続税(贈与税)の最高税率が40%から55%へと引き上げられました。
- ③ この改正は、課税対象額が6億円超(贈与の場合4500万円超)だと課されます。
- ④ 相続人の中に、未成年者や障害者の方がみえる場合、それぞれ控除額が引きあげられました。
- ⑤ 「小規模宅地等の特例」の限度面積の拡大です。
小規模宅地等の特例の条件が緩和され、使える範囲が拡大されました。例えば、亡くなった人の自宅敷地の場合、上限面積が、240㎡から330㎡に拡大されました。また、自宅に加え、経営する会社や工場の敷地も400㎡まで80%減額ができるようになりました。従来、自宅敷地と工場などの敷地については、合計で400㎡までが適用可能でしたが、自宅の敷地(居住用の用)330㎡、工場の敷地(事業の用)400㎡あれば、合計730㎡まで適用ができることになりました。さらに、「二世帯住宅に居住」していた場合や「老人ホーム」に入居・入所していた場合など、適用要件が緩和されました。



税理士 加藤 隆行
昭和27年生まれ
名古屋国税局及び管内にて資産税の調査事務
平成24年7月退官
事務所:多治見市
笠原町411-1
Tel・Fax 0572-43-4501

近々無料相談会を
愛商連にて開催!

心の通うコミュニケーション

ヤチョコアシテム 株式会社

名古屋市中区丸の内1丁目16番8号C8ビル
TEL052-857-8484 FAX052-857-8488

名古屋支店

【広告】